

※誤りも、オープンアクセス化にあたって  
修正します。(2015.12.22 長塚)

## フランスにおける集合著作物制度

長塚真琴\*

### 一 はじめに

企業の主導の下、多数の者が創作に関与した著作物の権利関係の処理について、フランスでは古くから特別の解決がなされてきた。それが集合著作物制度であり、現在では同制度に関する判例・学説の集積がみられる。本稿では、集合著作物制度の概要(関係規定の解釈)と同制度のフランスにおける評価を紹介し、日本法への示唆を導くことを目的とする。

### 二 集合著作物の要件

まず、ある著作物が集合著作物とされるための要件について検討する。

フランス知的財産法典L.113-2条(1957年法9条)3項<sup>1)</sup>は、

「自然人又は法人の発意に基づいて創作される著作物でその指示とその名の下に出版し、発行し、及び公表するものであり、かつ、その作成に参加する異なる著作者の個々の寄与が、その実現される全体について各著作者に個別の権利を付与することができることなく、その寄与の作成の目的である全体の中に融合しているものは、集合著作物という。」

と定めている。この定義規定は、集合著作物の制作に際して「自然人又は法人」が果たす統合の役割、および「異なる著作者」の、断片的な創作行為を通

\* 長塚真琴：一橋大学大学院博士課程

じた制作への寄与に関し、それぞれ一定の要件を課すものとして説明されている<sup>2)</sup>。

ここでは、特に議論の活発なところである、「異なる著作者」の寄与についての要件を中心に述べることにする。

## 1 主導者の役割

条文にいう「自然人又は法人」には、説明の便宜のため名称が与えられるのが通常である。名称は論者によって異なるが、意味内容は同じである<sup>3)</sup>。本稿では、主導者 (promoteur) という名称を付することとする<sup>4)</sup>。

主導者は、金銭的に主導権を握る<sup>5)</sup>だけでなく、以下の役割を果たし、著作物の制作・伝達を実際に指揮しなければならないと考えられている。条文によれば、主導者は、まず制作に「発意」を持つ。すなわち、著作者の大まかな性質を決定し(特に、著作物の主題と方針を選択し)、個々の寄与の著作物たちを選び、その労働を調整する。そして、著作物を「その指示とその名のもとに」公表する。すなわち、著作物に権利者として自己の名を表示し、かつ著作物の公衆への伝達についても主導権を持つのである<sup>6)</sup>。

物

者

## 2 制作参加者の寄与

次に要求されるのは、「その作成に参加する異なる著作者の個々の寄与が、その実現される全体について各著作者に個別の権利を付与することができることなく、その寄与の作成の目的である全体の中に融合している」ことである。

「異なる著作者 (divers auteurs)」は当然複数人でなければならないと考えられているようである(この点を特に問題とする論者はいない)。これにも、説明のため様々な名称が付けられるが、ここでは制作参加者 (participants) と呼ぶ<sup>7)</sup>。

さて、制作参加者がどのように制作にかかわった場合に、条文の要件が満たされるのだろうか。これについては、1957年法の立法段階から2つの具体的なケース (cas) が考えられていた<sup>8)</sup>。そして、2つのケースから、制作参加者の寄与に関するそれぞれの要件解釈が導かれている。

以下では、それぞれのケースと、そこから導き出される要件解釈をみていくこととする。

#### (一) デボワ説による解釈

これは、百科事典(encyclopedies)のように、主導者の指揮の下、制作参加者は、自分の専門領域として割り当てられた部分だけを執筆しているケースから導かれた解釈である。この場合には、各制作参加者の寄与(個別の記事)は、百科事典が完成すればその中に「融合」といえる。百科事典の他には、新聞や雑誌もこのケースに入れられる。

その際、主導者は、個々の部分についても全体の構成についても決定し、その役割が集合著作物全体に及ぶが、制作参加者は部分的な寄与をなすにすぎない<sup>9)</sup>。そして、主導者と個々の制作参加者との間に垂直的で相互的な関係があるだけで、参加者相互の間には関係がない<sup>10)</sup>。

デボワによれば、1957年法の立法者は、集合著作物としてこのような著作物を想定していたという。デボワは、立法者の意図に照らし、各著作者への「個別(distinct)」の権利付与が不可能という現行条文の要件は、制作参加者のそれぞれに、著作物の全体についての「不分割(indivis)」<sup>11)</sup>の権利を与えることができないという意味に解すべきであるとする<sup>12)</sup>(以下、この考え方をデボワ説という)。

この場合には、著作物の全体についての著作者の権利は制作参加者の誰にも与えることができないので、主導者のみがそれを享有することになる。

1978年に初めて、デボワ説は破毀院により承認されるに至った<sup>13)</sup>。破毀院はそれまで、後述の広義説の解釈を前提として集合著作物概念を広く解していた<sup>14)</sup>。しかし、1978年5月17日の第1民事部判決では、破毀院はデボワ説に賛同したと考えられている。同判決は、制作参加者らが筆記用具入れのモデルについて不分割の権利を有するなら、原告会社が主導者の役割を果たしたとしても、著作者の権利は与えられないとした。下級審のものも含めて、現在、この説に従う判例は多数にのぼる<sup>15)</sup>。

デボワ説に対しては、「個別」を「不分割」と言い換えるのは不自然だという批判がなされることもある<sup>16)</sup>。しかし、「寄与の融合」それ自体が「個別の権利を付与すること」の不可能を意味するとする解釈(二)で紹介する広義説)に比べれば、むしろ、より条文に忠実であるともいわれている<sup>17)</sup>。

デボワ説を支持する学説は多い<sup>18)</sup>。その理由は、デボワ説をとれば、以下に示すように少なくとも理論上は、集合著作物と共同著作物の混同を避けられるからであると思われる。

個々の制作参加者に不分割の権利を与えるのは、共同著作物(法典L. 113-2条1項, 1957年法9条1項)の場合である<sup>19)</sup>。比喩的にいえば、共同著作物は、共同著作者間の水平的な協力の果実であるのに対して、集合著作物は、企画の責任者(chef d'entreprise)に垂直的に導かれて作られるものである<sup>20)</sup>。

しかし、実際どのような場合に制作参加者に不分割の権利を付与し得ないこと(つまり共同著作物でないこと)を認めるかについて、破毀院による明確な基準があるわけではない<sup>21)</sup>。デボワも、「制作参加者相互間に協力が無い場合」を基準とすべきであるとしか述べていない<sup>22)</sup>。

今日では、立法当初想定された百科辞典や辞書などの文学的著作物(œuvres littéraires)の範囲を超えて、造形芸術やファッションの創作を含む様々な場合について、労働契約や委任契約の下で作成された著作物をめぐる権利関係の問題を解決する目的で、雇用者や委任者により集合著作物の主張がなされることが多いが<sup>23)</sup>、デボワ説は、集合著作物概念の、様々な種類の著作物に対する拡大適用を抑制する働きをしてきている。デボワ説をとり、集合著作物の成立を認めなかった判例としては、1979年11月6日破毀院第1民事部判決<sup>24)</sup>、1987年4月7日破毀院商事部判決<sup>25)</sup>がある。

このような判例は、実際に創作行為をなした者が著作者となるという著作権法の原則を重視する立場からは賛同を得ている<sup>26)</sup>。しかし、主導者にとって不都合な結果となることを批判する見解もみられる<sup>27)</sup>。

## (二) 広義説による解釈

一方で、アカデミー辞典 (Dictionnaire de l'Académie) の例から導かれる解釈がある。アカデミー辞典は、1957年法の立法のため知的所有権委員会によって1945年に作り上げられた法案の段階で、集合著作物の例として挙げられるようになった<sup>28)</sup>。

アカデミー辞典とは、40名のアカデミー・フランセーズ会員によって編集される、標準フランス語の辞書である。個々の語の定義の検討は、複数の会員によって行なわれる。ある語の検討会議において誰が定義を決定したか、すなわち、その語義について著作者となるのは誰かを決定するのは困難であり、原則からすれば、語義の1つ1つを担当者らの共同著作物とせざるをえない。また、検討会議の出席表をもとに、どの語義をどの会員が担当したかを特定するのは、不可能ではないが、容易なことではない。全ての語義が、このようにして、委員のうちの何人かの共同著作物となる。この場合、アカデミー辞典を利用しようとする者は、利用したい部分を担当した委員の全員から許諾を得なければならない。以上のような複雑さをみれば、権利の集中が必要であることは、容易に考えつくであろう、と説明される<sup>29)</sup>。

このケースでは、「寄与」は各語義の中に「融合」し、さらに各語義が「全体」の中に「融合」しているといえる。そしてここから、「寄与の融合」それ自体が「個別の権利を付与すること」の不可能を意味し、「個別の権利を付与することができることなく」という文言には固有の意味はないとする解釈（以下、広義説という）が導かれる。

広義説による判例も、破毀院のそれを含めて少なくない。まず、この解釈をとった1977年3月1日破毀院刑事部判決<sup>30)</sup>があり、その後、デボワ説による前出の1978年5月17日破毀院第1民事部判決がなされた。しかしその後また、1980年10月21日破毀院第1民事部判決<sup>31)</sup>が「共同作業者の間の着想の共有および協力は、必ずしも集合著作物の存在を否定しない」と判示していることは注目に値する。そこで、判例はデボワ説と広義説の間を揺れ動いていると評価される<sup>32)</sup>。

広義説には、条文の文言は意味あるように解すべきだとの批判がある<sup>33)</sup>。また、広義説によると、集合著作物と共同著作物との区別は理論上もきわめて困難となる。

たとえば、前述したアカデミー辞典では、各制作参加者が辞典の全体について不分割の権利を享有することを妨げない。これは、理論上は共同著作物そのものである。しかし、第1のケースとは別の理由で、すなわち、権利関係の複雑化を避ける必要から、共同著作物ではなく集合著作物と認められるべきであるとされる<sup>34)</sup>。また、造形芸術やファッションの創作について、研究所や会社の内部における創作の場合などに、集合著作物の存在を認める判例がある。前掲1977年3月1日刑事部判決はその1つであるが、ここではアカデミー辞典と同様の複雑な制作関係があることが認められており、結論として集合著作物の認定をしたことは学説上も支持されている<sup>35)</sup>。

しかし、広義説をとった上で、アカデミー辞典におけるほど制作関係が複雑でないにもかかわらず、集合著作物の認定をする判例もある。たとえば、1970年7月1日破毀院第1民事部判決がそれである<sup>36)</sup> (帆船航海に関する百科事典をめぐる事案。特に有名なので被告名でグレナン (Glénans) 判決と呼ばれる)。このような集合著作物概念の拡大適用は、行き過ぎであるとの批判を招いている<sup>37)</sup>。しかし一方では、グレナン判決を支持し、集合著作物概念は寛大に適用されるべきと主張する学説もある<sup>38)</sup>。

- 1) フランス知的財産法典は1992年7月1日の法律第597号による。第1部 (Livre 1) が著作権法である。これは、1957年3月11日法、1985年7月3日法を中心に、関係諸法を統廃合し、体系的に並べ直したもので、内容的変更はない。本稿では、便宜のために旧法の条文番号を併記した。また、条文の訳は、大山幸房訳『外国著作権法令集 (4) フランス編』(社)著作権資料協会、1985年に依拠している。
- 2) J. Cedras, *Les œuvres collectives en droit français*, RIDA no. 102 (1979), p. 13 et s.
- 3) たとえば, C. Colombet, *Propriété littéraire et artistique et droits voisins*, 6<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1992, p. 132 およびクロード・コロンベ著/宮澤博明訳『著作権と隣接権』(第一書房, 1990年) 155頁では, réalisateur (企画者) とされる。他にも, P. Desjonqueres, *Les Droits d'Auteur - Guide Juridique et Fiscal*, Les Editions JURIS Service, 1990, p. 56 で coordinateur (調整者), Y. Reboul, *Quelques réflexions sur l'œuvre collective*, *Mélanges dédiés à Paul Mathély*, Litec, 1990, p. 301 で initiateur (先導者) などとされる。

- 4) Cedras, *op. cit.*, p. 15.
- 5) A. R. Bertrand, *Le droit d'auteur et les Droits Voisins*, Masson, 1991, p. 295.
- 6) Desjonqueres, *op. cit.*, p. 56.
- 7) Cedras, *op. cit.*, p. 17.
- 8) H. Desbois, *Le droit d'auteur en France*, 3<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1978, p. 200 ; R. Dumas, *La propriété littéraire et artistique*, P. U. F. Thémis, 1991, p. 129.
- 9) Desjonqueres, *op. cit.*, p. 56.
- 10) Reboul, *op. cit.*, p. 301.
- 11) 共有。1つの財産あるいは1つの財産の総体に、異なる人によって同じ性質の権利が行使され、競合することによって生じる状態。この場合、物理的に(全体を)部分に分割することはできない。*Termes juridiques* (10<sup>e</sup> éd.), Dalloz Lexique, 1995, p. 300.
- 12) Desbois, *op. cit.*, p. 201 et s.
- 13) Cass. Civ. I., 17 mai 1978, *Ann. prop. ind.* 1979, 364 ; *D.S.* 1978, 661, note Desbois ; *RIDA* no. 99, janv. 1979, p. 159. 筆記用具入れのモデルに関する侵害事件。
- 14) Cass. Crim., 1<sup>er</sup> mars 1977, *D.S.* 1978, 223, note Plaisant. (二)で紹介する1977年3月1日破毀院刑事部判決。
- 15) A. Lucas, *Juris-Classeurs Propriété littéraire et artistique*, Fasc. 306. (mai 1990) no. 103.
- 16) *Ibid.*, no. 104.
- 17) Bertrand, *op. cit.*, p. 293.
- 18) Dumas, *op. cit.*, p. 128. ; Desjonqueres, *op. cit.*, p. 58 ; Reboul, *op. cit.*, p. 301.
- 19) フランスの共同著作物概念は、日本著作権法上のそれと大差ないと考えてよいと思われる。
- 20) P. -Y. Gautier, *Propriété littéraire et artistique*, Presses Universitaires de France, 1991, p. 449.
- 21) Lucas, *op. cit.*, no. 103.
- 22) Desbois, *op. cit.*, p. 203.
- 23) Desjonqueres, *op. cit.*, p. 57.
- 24) Cass. Civ. I., 6 nov. 1979, *Bull. civ. I.*, n. 272 ; *D.* 1980, 168 ; *D.S.* 1981, inf. rap. 82, obs. Colombet. 鞆のモデルについて。
- 25) Cass. Com., 7 avril 1987, *RIDA* no. 133, 1987, P. 192 ; *JCP*, 1987, II, 20868. ソファアのモデルについて。
- 26) Colombet, *op. cit.*, p. 91.
- 27) R. Plaisant, *Juris-Classeurs Propriété littéraire et artistique*, Fasc. 306. (nov. 1982) no. 33.
- 28) Desbois, *op. cit.*, p. 200.
- 29) *Ibid.*, p. 201 ; Dumas, *op. cit.* p. 129 et s.
- 30) Cass. Crim., 1<sup>er</sup> mars 1977, *precité*. アバレル会社の従業員が作成したドレスのモデルについて。
- 31) Cass. Civ. I., 21 oct. 1980, *Bull. civ. I.*, n. 265 ; *D.S.* 1981, inf. rap. 82, obs. Colombet. 企業のマークについて。

- 32) Bertrand, *op. cit.*, p. 293 et s.
- 33) Lucas, *op. cit.*, no. 100.
- 34) Desbois, *op. cit.*, p. 204.
- 35) Dumas, *op. cit.*, p. 130.
- 36) Cass. Civ., 1<sup>er</sup> juill. 1970, *D.* 1970, 769. 破毀院はこの判決で、グレナン航海センターという法人によって出版された全3巻から成る帆船航程は、その第1巻の編集作業が制作参加者のうちの1人に全面的に任されていたにも関わらず、全体として集合著作物であると認定した。
- 37) Lucas, *op. cit.*, no. 100.
- 38) Plaisant, *op. cit.*, no. 32-33.

### 三 集合著作物の効果

次に、ある著作物が集合著作物とされた場合の効果について検討する。

法典 L. 113-5 条 (1957 年法 13 条) は、

「集合著作物は、反対の証拠がない限り、集合著作物はその名の下に公表される自然人又は法人の所有に属する。

2 この自然人又は法人は、著作者の権利を付与される。」

と定める。

これは、フランス著作権法上の例外規定をなすものである。フランスの著作権法では、著作者の権利を享有するのは実際に精神的創作行為を行なった自然人であるというのが原則である (著作者自然人主義, 法典 L. 111-1 条 (1957 年法 1 条), 法典 L. 113-2 条 (1957 年法 9 条) 1 項参照)。ところが、集合著作物の主導者は創作行為をなしているとはいえ、むしろ創作行為の補助者として扱われるべきであるとされる<sup>39)</sup>。このように実際に創作行為をしない者が、著作者の権利を付与されることは、集合著作物の場合においてのみ例外的に許容されていると解されている<sup>40)</sup>。

そこで、これは法的擬制であると説明される。本来なら、いったん制作参加者に発生した著作者の権利のうち、著作権のみが契約によって主導者に譲渡されるはずであるところ、この規定により、著作権に認められる全ての権利が、制作参加者を経ずに主導者に直接発生することとなる、と。そして、この法的擬制が、主導者にとっては、譲渡の推定よりさらに強力な武器となるとも指摘

される<sup>41)</sup>。なお、主導者のことを「法律上の著作者 (auteur juridique)」と呼ぶ論者もいる<sup>42)</sup>。以上のような説明は、主導者への権利付与を、著作権法の原則を変更することなく説明しようとする試みであるといえる。

主導者が、その所有する集合著作物について、著作者の権利をこのように擬制される結果、集合著作物全体の利用はたいへん容易になる。全体を利用しようとする者は、主導者の許諾を得ればよいからである。以下、法典 L. 113-5 条をはじめとする関係条文の解釈を、具体的にどのような効果が生ずるかに着目しつつ、著作者人格権と著作権とに分けてみていこう。

## 1 著作者人格権

集合著作物が完成されて、その一体性が認められるときに、集合著作物の全体について著作者人格権の属性を行使できるのは、主導者である。主導者が発表し、公表した百科辞典の要約が無断で出版されたことに対して異議申立できるのは主導者である。

しかし、集合著作物の各部分に関しては、制作参加者は著作者人格権を享有し続けることができる。その寄与が統合されている著作物の性質がどのようであっても、制作参加者から著作者人格権を剥奪することはできない。つまり、制作参加者は、自らの創作の一部分を主導者が削除したり変更を加えたりした場合には、異議申立することができる。

しかし、制作参加者の著作者人格権は制限されており、著作物全体を調和させるための変更は、受け入れなければならない。氏名表示権についても、個々の寄与についていちいち制作参加者の名を表示することが、著作物の性質上適当でない場合には、表示は省略できるとされる。ただし、制作参加者は、集合著作物の創作に参加したことを表示される権利を持つ<sup>43)</sup>。

## 2 著作権

主導者は、当然に、すなわち制作参加者からの権利の譲渡を必要とすることなく、著作物の全体に関する財産権を与えられる<sup>44)</sup>。

一方、集合著作物の各部分についての著作権は、制作参加者が保有する。そのため、制作参加者には各々の寄与に対する報酬が支払われることになる。フランスでは、著作権の譲渡<sup>39)</sup>における著作者の報酬は、著作物の販売又は利用から生ずる収入に比例する関与を伴わなければならない(法典 L. 131-4 条 (1957 年法 35 条)1 項)。しかし、集合著作物の制作参加者の報酬は、例外的に定額払としよう(法典 L. 131-4 条 2 項以下, L. 132-6 条 (1957 年法 36 条))。破毀院も、1976 年 5 月 24 日第 1 民事部判決においてこのことを認めており、学説上も承認されている<sup>40)</sup>。

ところで、寄与の再利用については争いがある。前掲 1976 年 5 月 24 日判決は、集合著作物の制作に際してなされる契約に反対の条項がない限り、主導者たる出版社は、集合著作物に収録された個々の寄与の再利用を、制作参加者に追加報酬を支払うことなく自由になしうるとした。しかし、新聞の発行に関する L. 121-8 条 (1957 年法 36 条 3 項後段・4 項)<sup>41)</sup>の適用を全ての集合著作物について普遍化すべきだという主張もみられる<sup>42)</sup>。この主張によると、再利用の権利は制作参加者が専有することになる。

39) Cedras, *op. cit.*, p. 27; Colombet, *op. cit.*, p. 91; Lucas, *op. cit.*, no. 105, 108.

40) なお、従業員によって作成されたソフトウェアについては、著作権が雇用者に自動的に譲渡される旨の規定がある(法典 L. 113-9 条 (1985 年法 45 条))。たいへん興味深い規定であるが、これについての検討は今後の課題とする。

41) Gautier, *op. cit.*, p. 449.

42) Cedras, *op. cit.*, p. 17.

43) Colombet, *op. cit.*, p. 132; Bertrand, *op. cit.*, p. 296 et s.

44) Colombet, *op. cit.*, p. 154.

45) フランスでは、「譲渡」という語が「利用権の設定」を指す場合がある。*Ibid.*, p. 206.

46) Cass. Civ. I, 24 mai 1976, *Bull. civ. I*, n. 193; *D.S.* 1976, somm. 80; *RIDA* no. 91, janv. 1977, p. 105. 百科事典について。この判決に賛成する学説として, Plaisant, *op. cit.*, 35; Gautier, *op. cit.*, p. 449.

47) 条文は以下の通りである。「L. 121-8 条 著作者のみが、その記事及び論説を編集物に集録する権利並びに編集物の形式によってそれらを発行し、又はそれらの発行を許諾する権利を有する。2 新聞紙又は定期編集物においてこのように発行されるすべての著作物に関して、著作者は、反対の契約がある場合を除き、形式のいかんを問わずその著作物を複製させ、及び利用する権利を保持する。ただし、その複製又は利用が、新聞紙又は定期編集物と競争する性質のものでないことを条件とする。」

48) Colombet, *op. cit.*, p.154.

#### 四 集合著作物制度の評価

次に、集合著作物制度についてフランスでなされている評価を紹介する。

##### 1 職務上の著作物に関する特別規定の代替的機能

まず指摘されるのは、職務上作成される著作物との関係である。すでにみたように、集合著作物の要件には、制作参加者と主導者の間に雇用関係があることは含まれない。しかし、雇用者たちは、職務上作成された著作物の著作権を直接手に入れるために集合著作物の主張をすることが多いと指摘されている<sup>49)</sup>。フランスには、後述する日本の著作権法15条1項のような、職務上の著作物に関する特別規定はないが<sup>50)</sup>、集合著作物制度はそのような特別規定の代替的役割を担っているのである。そのため、本稿でとりあげた判例からも窺えるように、集合著作物概念の適用範囲が、造形芸術やファッションの創作をも含むあらゆる分野の著作物へと拡大される傾向が生じている。しかし、集合著作物概念を、立法者の意図したところを超えて文学の著作物以外に広く適用することに疑問を表明する学説もある<sup>51)</sup>。

##### 2 集合著作物制度に対する立法論的批判

一方、創作行為をなした者が著作者となるという著作権法の原則に忠実であろうとすれば、このような制度を認めること自体が適当でないということになる。現に、集合著作物制度の存在そのものを批判する学説も決して少なくない<sup>52)</sup>。デボワは、「集合著作物はヒューマニズムに満ちた法律に対する侵入者の様相を呈している」と述べている<sup>53)</sup>。

このような立場を突き詰めていくと、集合著作物制度は廃止されるべきであるという立法論的主張に帰着する。以下、そのようなもののうちの一つであるセドラの主張の要旨を紹介する。

セドラは、19世紀初頭に遡って集合著作物概念の生成過程を分析し、この

概念の背景には、「著作者」とは創作者のみを指すものではなく、他人に作品を制作させ、制作の経済的責任を負って、それを世に出す (doter le domaine public) 者、すなわち maître d'œuvre をも指すという考え方があったことを指摘する<sup>54)</sup>。ここではセドラは、ディド (Didot) 事件<sup>55)</sup>を紹介している。これは、集合著作物概念を完成に導いた、古い重要な裁判例である。歴史上の人物に関する百科事典の偽版 (contrefaçon) をめぐって長年にわたり争われた事案であり、百科事典の個々の記事は公有 (domaine public) に帰していたにもかかわらず、百科事典全体についての偽版から maître d'œuvre としての出版社を保護した点に特徴がある。

集合著作物制度はこのような経緯を経て、ある種の著作物に対する公衆のアクセスに資するためというよりは、maître d'œuvre である出版社の請願が強かったために、1957年法に導入されたのだとされる。そしてセドラは結論として、集合著作物を「組み合わせ著作物」(l'œuvre coordonné) と命名し直し、これに適用されるべき法律関係を当事者が明示的な契約で選択できるようにして、集合著作物概念を空洞化するべきであり、さらには、集合著作物に関する規定を廃止し、著作権制度を一本の道に統合し直すべきであろうと主張している<sup>56)</sup>。この考え方は、コロンベによって支持されている<sup>57)</sup>。

49) J.-M. Mousseron et J. Schmindt, *Les créations d'employés, Mélanges dédiés à Paul Mathely*, Litec, 1990, p. 281.

50) なお、法典 L. 111-1 条 (1957年法1条)1項および3項には、

「L. 111-1 条 精神的著作物の著作者は、その著作者に関して、自己が創作したという事実のみにより、排他的でかつすべての者に対抗し得る無形の所有権を享有する。

3 精神的著作物の著作者による囑託契約又は労務契約の存在又は締結は、第1項で認められる権利の享有になんらの抵触をもたらすものではない。」と規定されている。

51) Colombet, *op. cit.*, p. 89.

52) Bertrand, *op. cit.*, p. 297.

53) Desbois, *op. cit.*, p. 206. デボワは、ラジオ放送や映画の著作物をめぐる解決 (法典 L. 113-7 条・L. 113-8 条 (1957年法14条・18条)) が、著作者自然人主義に則ったものとなったことも、批判の根拠に挙げている。

54) Cedras, *op. cit.*, p. 7 et s. なお maître d'œuvre (メートルドゥーヴル) の定訳はないが、ここではコロンベ/宮澤前掲書 (92頁他) に従い、「著作物の支配者」としておく。本稿でいう主導者はこれに含まれる。

55) Paris, 4 mars 1853, S. 53, 1, 550 ; Cass. Crim., 16 juill. 1853, S. 53, 1, 545 ; Amiens, 1<sup>er</sup> déc. 1853, D. P. 55, 2, 156 ; Cass. Crim., 4 mai 1854, S. 55, 1, 50 ; Orléans, 10 juill. 1854, S. 55, 1, 51. この事件も特に有名で一般に被告の名で呼ばれる。

56) Cedras, *op. cit.*, p. 69 et s.

57) Colombet, *op. cit.*, p. 94.

## 五 むすびにかえて ——日本法への示唆——

最後に、日本法への示唆について検討する。

集合著作物は、フランス著作権法の体系上「複数の著作者による著作物」あるいは「集团的創作」の一種として説明される<sup>58)</sup>。日本の著作権法には同一の概念は見出されない。日本法上の概念のうち、編集著作物(著作権法12条)、職務上作成する著作物(著作権法15条1項)と関係があることは認められるが、以下にみるように関係は複雑である。

辞書、百科事典、新聞、雑誌といった典型的な集合著作物は、日本では編集著作物(著作権法12条)として保護されると思われる<sup>59)</sup>。

この際、たとえば新聞の編集担当者の創作行為は、従業員の職務上の著作行為とされることから、著作権法15条が適用される。したがって新聞全体について、新聞社が著作者となる。そればかりか、新聞の個々の記事についても、署名記事でない限り著作権法15条1項が適用され、新聞社が著作者となる。

このように著作権法15条1項には、従業員の「職務上」の創作という集合著作物にない要件があるが、それさえ満たせば、適用範囲は非常に広い。たとえば、複数の従業員によって制作されることは要件ではなく、従業員が1人で創作した著作物であってもよい。この点で、同条項は集合著作物制度よりも雇用者にとって有利となっている。また、雇用者が明文で「著作者」とされている点もフランスと異なる。

ところで近年、著作権法15条1項を、フランス著作権法の集合著作物に相当すると解されるものに限り適用すべきであると主張されている<sup>60)</sup>。著作権法15条1項の立法の際に集合著作物制度が参考とされた経緯がある<sup>61)</sup>とはいえ、職務上作成する著作物の要件と集合著作物の要件との相違は大きく、解釈論と

しては困難が多いことを否定しえない。しかし、解釈論の枠を超えたところでは、この見解は傾聴に値する。なぜなら、本稿でみてきたように、集合著作物制度は本来職務上の著作物をめぐる問題を解決するための制度ではないが、その解釈・運用においては、従業員である著作者の人格的・財産的権利の確保の要請と、職務上の著作物をめぐる取引関係の簡易化の要請との間に、一定の調整方法が示されていると考えられるからである。著作権法15条1項が取引関係の簡易化の要請のみを重視していることと比較すれば、この調整方法には学ぶところがあると思われる。

一方、著作権法15条1項と集合著作物制度は、実際に創作行為を行なわない者に、著作者人格権をも含めた著作者の権利を付与するという効果の点では、類似していると考えられる。日本でも、著作権法15条1項で法人を含む雇用者が「著作者」とされていることについては、同条項は雇用者を著作者と擬制しているにすぎないとの解釈論(擬制説)がかねてから主張されている<sup>58)</sup>。集合著作物の主導者に「著作者の権利」が付与されていることに対するフランスの学説の説明は、日本における擬制説と共通の、著作者自然人主義という基礎に立っており、擬制説に比較法的な根拠を与えるものと考えられる。

58) Colombet, *op. cit.*, p. 79 et s. ; Dumas, *op. cit.*, p. 118 et s. ; Gautier, *op. cit.*, p. 447 et s.

59) 日本の編集著作物には、フランスの混合著作物 (*l'œuvre composite*) および集合著作物に相当するものが含まれることに注意を要する。

法典L. 112-3条(1957年法4条)によれば、既存の著作物からの「素材の選択及び配列によって知的創作物を構成する」著作物(詩文集など)は、法典L. 113-2条(1957年法9条)2項にいう「新規の著作物で既存の著作物とその著作者の協力なしに合体されているもの」、すなわち混合著作物として保護される。集合著作物は、各構成要素もその集合著作物のために新たに作られる点で、混合著作物とは異なっている。なお、法典L. 112-3条の形成過程について、Colombet, *op. cit.*, p. 39 et s.

60) 千野直邦「法人著作の概念 ―世界の著作権法に見られる二つの潮流」『半田正夫教授還暦記念論文集 民法と著作権法の諸問題』(法学書院、1993年) 521頁。

61) 山本桂一、野村義男、佐野文一郎、菊井康郎、伊藤正巳(司会)「新著作権セミナー第3回」『ジュリスト』470号(1971年) 94頁、千野前掲書 521頁。

62) 半田正夫『著作権法概説(第六版)』(一粒社、1992年) 69頁、中川善之助・阿部浩二編『改訂著作権(実用法律事典10)』(第一法規出版、1980年) 100頁(半田担当部分)。